

平成5年4月17日制定  
平成6年4月22日改正  
平成8年4月19日改正  
平成9年8月23日改正  
平成10年4月24日改正

## 精密工学会北海道支部 「技術賞」規約

### 1. 贈賞の趣旨

精密工学会北海道支部技術賞は、精密工学の分野で創造的業績を上げると共に支部の活動に積極的に貢献した企業にその努力と精進を顕彰し将来の発展を期待して贈賞する。

### 2. 贈賞対象となる業績分野

- (1) 精密機器の開発。
- (2) 生産技術に関連する研究または開発。
- (3) 精密加工技術にかかわる研究または開発。
- (4) その他精密工学に関連する技術の研究または開発。

### 3. 受賞資格

- (1) 前項の業績をあげた道内の企業の個人または数名のグループ。
- (2) 支部学術講演会等で発表された、あるいは発表予定の業績。
- (3) 他に褒賞を受けていない業績。

### 4. 贈賞件数

毎年、複数の受賞も可とする。

### 5. 賞

受賞者への贈呈物は、別途申し合わせ事項で定める。

### 6. 審査

- (1) 精密工学会北海道支部技術賞審査委員会で審査する。
- (2) 委員会は支部長の委嘱する委員で構成する。
- (3) 委員の選出は別途定めた申し合せ事項による。
- (4) 支部講演会の前刷原稿と発表を審査資料とする。
- (5) 必要に応じて委員会の希望により支部幹事が関連資料を請求する。

### 6. 決定

精密工学会北海道支部技術賞審査委員会の審査報告を受けて、精密工学会北海道支部商議員会で決定する。

### 8. 贈賞式

贈賞式は精密工学会北海道支部学術講演会の懇親会席上で行う。